

## 教育委員会会議の概要（令和3年1月定例会）

- ◆ 日 時 令和3年1月22日（金）午後2時2分から午後4時30分まで
- ◆ 場 所 教育局 第1会議室
- ◆ 出 席 者

|             |        |    |
|-------------|--------|----|
| 教 育 長       | 佐々木 洋  | 出席 |
| 委員・教育長職務代理者 | 吉田 利弘  | 出席 |
| 委 員         | 里村 正治  | 出席 |
| 委 員         | 阿子島 佳美 | 出席 |
| 委 員         | 梅田 真理  | 出席 |
| 委 員         | 川又 政征  | 出席 |
| 委 員         | 後藤 由起子 | 出席 |

### IV 説明に出席した職員

|        |             |
|--------|-------------|
| 金子 雅   | 副教育長        |
| 本木 一昭  | 次長          |
| 今村 欣也  | 総務企画部長      |
| 谷田 至史  | 教育人事部長      |
| 寺田 潤   | 教育人事部参事     |
| 郷家 貴光  | 学校教育部長      |
| 鎌田 康彦  | 学校教育部参事     |
| 筒井 幸子  | 生涯学習部長      |
| 橋浦 亮一  | 総務課長        |
| 鈴木 逸人  | 学事課長        |
| 佐藤 貴生  | 学校規模適正化推進室長 |
| 西崎 文雄  | 健康教育課長      |
| 佐藤 諭   | 人事課長        |
| 久世 達也  | 教職員課長       |
| 本郷 栄治  | 教育指導課長      |
| 田中 富男  | 生涯学習課長      |
| 藤田 理恵子 | 総務係長        |

### V 傍聴者 1名

◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 里 村 委 員

3 報 告 事 項

(1) 市議会報告について

(総務課長 説明)

資料に基づき報告

(2) 市立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

(健康教育課長 説明)

資料に基づき報告

吉 田 委 員 資料の「1. 感染予防対策について」の中に、「消毒の効果が得られる清掃活動」との記載があるが、具体的にどういった活動なのか。

健康 教育 課 長 当初は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウムといった児童が触れるには危険な薬品を使用した、教職員が中心の清掃活動を指していたが、徐々にウイルスの特性も解明されてきたことで、専門の薬品だけでなく、日常使用される家庭用洗剤といった簡易な清掃でも効果が見られることが分かってきたため、現在は、子どもたちの清掃活動にもつなげてきているところである。

里 村 委 員 ウイルスの変異株も出てきて、子どもたちへの感染リスクも高まりつつあることや、子どもたちの心のケアも行っていく必要性も高まることが予想される中で、教育委員会としての取り組みも様々進めていくことになると思うので、ぜひ、その都度、教育委員会でご報告をいただきたい。

(3) 「教員のいじめ実態把握調査の書き換え事案」への対応について

(教職員課長 説明)

資料に基づき報告

里 村 委 員 1 ページの 2 (1) 書き換えのあった事例についてだが、いじめが「ある」と回答した児童に対して面談を行い、大人の理屈で「ある・なし」を判断するということは、果たして正しいことなのか疑問である。児童が、いじめは「ない」と回答した場合には確認しないのに、「ある」と回答した場合には、確認を行い、大人の基準で正しい回答かどうか判断をする、という手続きが決まっているならば、子どもたちに対して「ない」と書かせるような動機付けを行うことになってしまうのではないか。

この調査の本来の趣旨は、いじめがあるか、ないか、きちんと子どもの判断で書いてもらうことである。いじめが「ある」と回答すると、教員との面談が行われることで、「ない」と書いてしまう児童もいると思う。そういった点も踏まえ、次年度の実施に向けて、この調査のあり方を再度検討いただきたいと思うが、この調査の実施方法の正当性について、事務局ではどのように考えているのか伺いたい。

教育 人 事 部 長 現在のいじめの概念は、いじめを受けた側がいじめだと感じたらいじめであり、「ある」と示したものを「ない」と書き換えることは、あってはならないことである。

一方で、今回の書き換えが、処分の対象となる違法性を持つか否かについては、子どもたちの了承を得た上で修正をしているという点において、七北田小学校の講師が行った書き換え事案とは異なるものと捉えている。

今後、書き換えを行った教員にもう少し詳しく事情を聴き、判断してまいりたい。  
里 村 委 員 書き換えを行わないよう教員に徹底していただきたい。

もう1点、子どもたちが、いじめが「ある」と率直に回答したのについて、学校全体でどのように実態把握に取り組むかということについてである。学校がきちんと対応できるよう、その流れや手続きのルールをきちんと定めておく必要がある。いじめが「ある」という回答は、いじめの解決に向けた取り組みを進める非常に有益な情報である。その情報を、ないものとして土の中に埋めてしまうことは言語道断である。いじめをなくすためにどのように手を打っていくか、現時点での事務局の考えについて伺いたい。

学校教育部長 まず「ある」の回答があった場合に行われる面談についてだが、実際にいじめがあったのか、なかったのかを確認するためではなく、複数の職員によるヒアリングを通じて、どういった事案なのか、どの児童との間で起きたものなのかなどを把握するために実施しているものである。

今回は、その面談の中で、児童の回答を書き換えてしまったわけであるが、本来はその面談の中で聞き取った内容をもとに、学校全体でいじめの解消に向けてどのように取り組んでいくのか検討する流れになっている。

吉 田 委 員 初めていじめ実態把握調査が行われた際に、仙台市は他の自治体に比べ、いじめの件数が多いということが明らかになった。数が多いことは残念なことではあったが、教育委員会の場においては、その数は、解決の糸口になりうる手段の数でもあるという共通認識に立ったことを記憶している。この実態調査のねらいを確認しながら、全職員が共通認識をもっていじめの解消に向けて取り組んでいく必要性を、しっかりと職員に向けて働きかけていっていただきたい。

梅 田 委 員 学校教育部長から複数の職員で面談を行う、と伺ったが、「複数」というのが曖昧である。少なくとも学年主任を入れる、スクールカウンセラーを入れる、管理職を入れるなど、メンバーや確認のラインを明確にしておくべきである。

学校教育部長 各学校に対し、改めて周知するとともに、その対応を検討してまいりたい。

#### 4 付 議 事 項

##### 第 39 号議案 令和3年度の実沢小学校の休校について

(学事課長 説明)

里 村 委 員 休校と廃校の違い、また廃校の判断をするタイミングについて伺いたい。

学校規模適正化推進室長 まず、休校とは、学校の学区や施設等を維持したまま、在籍児童生徒がいないことにより、教職員の配置等を行わず、学校としての機能を休ませるということであり、一方、廃校とは、地域や保護者との協議を踏まえ、学区を統合することについて地域の同意を得た上で手続きが行われるものである。

今回の実沢小学校においては、今後学区内の住民が増えるという可能性もあることから、当面の間は、状況を見ながら検討を進めていきたいという地域の意向を踏まえて、休校という扱いにしたものである。引き続き、地域との意見交換を続けながら、今後のあり方について検討してまいりたい。

里 村 委 員 もちろん地域の納得を得た上にはなるが、この建物の利活用について、直ちに検討すべきではないかと考える。地域をあげて教育機能を高めていこうという考えに立てば、学校施設の利活用について早期に検討を始めることは悪いことではないと思う。

学校規模適正化推進室長 学校の利活用についても、引き続き地域と協議をしてみたい。学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域のお祭りやスポーツ開放など、地域のコミュニティ施設として重要な機能を持ち合わせていることから、その点も考慮し、検討してみたい。

原案のとおり決定

第 40 号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(1) 令和2年度教育予算について

(2) 令和3年度教育予算について

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

(3) 仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課長 説明)

原案のとおり決定

(4) 財産の取得に関する件（学習者用コンピュータ）

(教育指導課長 説明)

原案のとおり決定

(5) 指定管理者の指定に関する件（仙台市大倉ふるさとセンター）

(生涯学習課長 説明)

原案のとおり決定

5 閉 会